

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市林地開発許可審査基準及び留意事項の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項

3 改正の趣旨

静岡市は、森林法（以下「法」といいます。）第10条の2第1項の規定による開発行為の許可に係る審査基準（同項の規定による許可をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいいます。）又は同項の規定による許可に関する行政指導に係る行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいいます。）として、静岡市林地開発許可審査基準及び留意事項（平成18年4月1日制定。以下「本件基準」といいます。）を定めています。

令和7年5月26日から静岡市内を規制区域とした宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」といいます。）の規制が開始され、同法に基づき指定される特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積については、原則として、同法第30条による工事の許可又は同法第35条による工事計画の変更の許可が必要となります。

これらの許可を必要とする開発行為の許可については、盛土規制法第31条の基準により審査することとするため、本件基準の一部を改正します。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

（1）盛土規制法の規制に伴う定め追加

盛土規制法第30条又は第35条の許可を必要とする開発行為については、原則として同法第31条の基準により審査するものとし、いずれの場合も、必要に応じ、法第10条の2第2項第1号の基準を踏まえ、排水施設や洪水調整池の設置その他の措置が適切に講ぜられていることについて確認することとします。

(2) その他の改正

用語の整理その他の改正を行うこととします。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和7年5月